

## 議事要旨(2) 収益認識専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、収益認識専門委員会において、IASBから公表されているディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識に関する予備的見解」に対するコメントを検討している旨が説明された。引き続き豊田主任研究員より、当該ディスカッション・ペーパーに対するコメント文案の内容説明が行われた。

委員から出された意見等は、次のとおりである。

- 質問6に対するコメントのうち、第31項及び第32項の記述は、質問内容に対する直接的な回答とはなっていない。また、外形的には同じであっても実質的には異なる経済事象があり得るといふ指摘の例としての適切性に疑問がある。
- 不利な契約と判定された場合の損失の計上について、質問10(b)へのコメントでは、履行義務の再測定を通じて行うことに反対しているが（第48項）、質問1・2へのコメントの中では、DPが、不利な契約と判定された場合に、履行義務の再測定を求めていることを前提として、その場合にも、再測定による履行義務の変動を収益に影響させない点は評価しており（第14項）、このような記述の仕方は、履行義務の再測定に賛成しているような誤解を与えかねないので書き方を工夫すべき。契約が不利と判定された場合に履行義務を再測定することと、別の負債を計上することとで、どこに違いがあるのか。  
⇒ 不利な状況における再測定により負債が増加する場合、損失が見込まれるのは、費用側の話。  
収益と費用を区別するのであれば、それに対応する貸方の負債も区別した方が提案されているモデルに沿う。
- 保険契約等、一定の契約類型について、恣意的にDPの提案する収益認識一般原則の適用を除外すべきか否かの検討が示唆されていることについて、そのような姿勢の問題点についてコメントすべきではないか。  
⇒ （このような議論は、「履行義務の測定の目的」として掲げられた、「財やサービスを移転するという現在債務の描写」という目的を根拠とするものであり、）収益認識基準において、そのような目的を掲げることの問題点として間接的に指摘している（第49項～第52項）。
- コメント案は全体的に好意的なトーンになっているが、こちらが想定しない方向に転換する可能性も考え、モデルの矛盾点は指摘しておくべきではないか。  
⇒ DPは長きに渡るIASB・FASBの共同の検討結果として提案されているものであり、日本などからの批判も入れ、顧客対価測定アプローチの予備的見解に落ち着いたものであるため、真正面から否定するのは望ましくない。しかし、懸念のある点につ

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

いては、きちんと指摘していくとのスタンスである。

- 工事契約については現行の取扱いを維持すべきというコメント案であるが、DP の流れの中では受け入れられない可能性があるのではないか。また、「現行の取扱い」という中に、「原価回収基準」も含まれると誤解される可能性があるので、書き方に留意すべきである。
- 総論（第2項）で指摘されている、検討上留意すべきポイントのうち、「複雑な実務の中で実際に機能し適正な運用が確保されること」という条件は、非常に重要であり、この点をより強調すべきである。

これらの意見を踏まえ、引き続きコメントについて検討を行うこととされた。

以 上